

過去の懲戒処分(措置要求)一覧

単位会による都道府県知事への懲戒処分の措置要求

※各都道府県行政書士会(単位会)が、各行政書士会会則に基づいて、各都道府県知事に必要な措置をとるよう要求すること

No.	所属単位会	措置要求年月日	措置要求理由
1	兵庫県行政書士会	平成17年9月9日	
2	東京都行政書士会	平成18年3月22日	免許申請手続業務に於いて、公文書である身分証明書を偽造してA県に提出したことにより、東京都行政書士会会則第23条第1項第三号の処分(廃業の勧告及び会員の権利の停止)を受けた。
3	大阪府行政書士会	平成18年10月10日	本件行政書士は、決算書を偽造し、決算変更届・分析手続・審査手続・入札参加申請・建設業許可申請において、虚偽の申請を行った。この行為は行政書士法第10条および大阪府行政書士会会則第40条に違反するので、当行政書士に対し、大阪府行政書士会会則第47条の2第1項第4号「廃業勧告」の処分を行った。
4	兵庫県行政書士会	平成18年9月6日	行政書士法第10条(行政書士の責務)、第13条(会則の遵守義務)、日本行政書士会連合会会則第59条(責務)、第60条(品位の保持)、第62条(法令・会則の遵守義務)、兵庫県行政書士会会則第35条(綱紀保持)の法令違反が認められる。
5	京都府行政書士会	平成19年10月12日	行政書士法第8条の第1項及び第2項の規定による事務所設置に関する違反、京都府行政書士会会則第13条の規定による会費納入義務違反、弁護士法第72条及び第74条第2項の規定による非弁行為禁止に関する違反。